

Title	吉阪俊蔵著 改正工場法論
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1927
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.21, No.3 (1927. 3) ,p.438(140)- 443(145)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19270301-0140

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

吉阪俊藏 改正工場法論

「労働者保護法が資本家の福利施設及び労働者の自助運動と相俟つて、労働状態の改善に缺くべからざることは云ふ迄もない」。我國に於ては維新以後新工業制度を移入して未だ幾何も経過せざる明治十五年頃より既に斯種の法規を制定せんとする運動が生じたのであるが、不幸にして諸般の事情に妨げられて容易に實現せられず、歲月を経過すること三十個年、明治四十四年に至つて漸く多年の懸案たりし工場法の制定を見るに至つたのである。然し乍ら此工場法は労働保護の實效頗る薄くして、我國に於ける最初の社會政策立法の名に副はざるものであつたが、其施行は荏苒五個年を空費し、大正五年に至つて始めて開始せられたのである。而して明治四十四年の工場法に對しては内外の情勢に動かされたる結果大正十二年に一部の改正が行はれ、大正十五年より施行せられてゐる。之が我國の現行工場法規である。

茲に紹介せんとする吉阪俊藏氏の「改正工場法論」は我國に於ける工場法の施行當初より工場監督の實務に軼掌し現に其樞要なる地位に在る氏が、過般の改正法の施行に際して法規の圓滿にして周密なる適用を思ひ、立法の理由并に規定の解釋に就て激務の勞執筆せられたものである。

著者は先づ第一章に於て工場法の意義及び本質を取扱ひ、社會政策の一手段として労働法、社會法制、産業法制と稱せらるゝ一團の法令の生れたる所以、工場法は斯る法令の一にして、工業労働問題の解決を目的とし、工場労働の労働者に及ぼす害惡を防止せんが爲に、公益的見地より雇傭關係に干渉し、工業主の國家に對する義務を規定することを明にし、次で現今工場法に廣狹の二義あり、狹義に於ては工場労働者の保護法なれども、廣義に於ては労働保護法規の意に用ひらるゝことに言及し、雇主の損害に於て労働者に利益を與ふるものなりとの誤解を一掃し、工場法は獨り労働者に恩惠を與へて雇主を苦しめるものに非ず、全國國民の利益の爲に行はるゝ社會改良の一であると結んでゐる。

第二章に於ては工場法の沿革を取扱ひ、工場法の濫觴は近代工業の發祥地たるイギリスにあることより、現在の工場法にイギリス法系、スイス法系、フランス法系、日本法系の四大系の存すること及び、イギリス、フランス、ドイツ、スイス其他のヨーロッパ諸國及びインド、支那、ペルシア等の東洋諸國の立法に就て概説を試み、尙節を分ちて我國に於ける工場法制定の沿革を略述し、明治四十四年の工場法と大正十二年の改正工場法との間に於ては立法の精神并に制定事情に多大の差異あること、前者が産業政策的なりしに反し後者が著しく社會政策的となり、又國內的より國際的に移りしことを擧げてゐる。

第三章に於ては工場法の體系に就て論じ、我國の労働保護法は工場、鑛業、船員の三法系に分類し得ること、而して工場法規は形式より論ずれば法律、勅令、省令、廳府縣令の種々の形式あり、内容より論ずれば適用範圍に關する規定、少年及び女子の保護に關する規定、操業保護に關する規定、災害賠償に關する規定、契約保護に關する規定、監督及び制裁に關する規定の六つの部分に大別し得ることを述べ、次で是等六つの部分に關する法規の概要を叙し、後段各章に於ける詳細なる論述の總論としてゐる。

第四章に於ては前述の六つの部分の第一に擧げたる工場法の適用範囲を取扱ふのであるが、先づ第一節に當局の示せる大體の標準を掲げ、之を承けて工場の意義及び範圍に就て疑問となるべき點を五個列舉し、一々に對して明快なる説明を試み、次で第二節の工場法適用の標準を論ずる節に於ては、新舊法規の差異を對照し、工場法施行令第三條に掲ぐる危険有害工場の種類は單なる列舉に止めず一々に就て簡單なる解説を加へ、尙章尾には大正十三年十二月現在の工場法の適用を受ける工場數及び職工數に關する統計を掲げてゐる。

第五章に於ては少年及び女子の保護を論述するのであるが、第一節の總説には少年保護の根據、少年の範圍、女子保護の根據、成年男子保護の必要を叙説し、特に少年者の發育狀態、女子の身體的特質と勞働との關係に就て内外の調査を涉獵し、第二節の傭使最低年齢に就ては工業勞働者最低年齢法の規定の解釋を主とし、此點に關する外國の立法例と對照し、尙附録として各國の最低年齢一覽表を掲げ、列國の大勢の比較研究に資してゐる。而して第三節の時間制限に就ては先づ時間制限の根據としてアメリカの學者クラーク、イギリスのマコーレー、スタンレー、ケントの主張を一瞥し、時間制限が必らずしも生産の減少を來さざる事例として、イギリス、ドイツ、アメリカ、日本の諸國に於ける報告を要約し、次で時間制限に關する我國の原則及び例外規定を詳細に説明し、各國に於ける時間制一覽表を附録とし、第四節には休日及び休憩時間に就て簡單なる論述をなしてゐる。次に第五節に於ては夜業を取扱ひ、衛生上に於ける其弊害を述べ、紡績業の徹夜業と體重との關係に關する農商務省の調査を引用し、我國に於ても夙に識者の夜業廢止を主張するものありしも紡績業者の反對に遭ひて、舊工場法に夜業禁止の規定を設けたれども極めて長期の猶豫期間を置き遂に工場法をして骨抜立法と呼稱せしむるに至りしこと、改正工場法は夜間と稱する時間を延長し、猶

豫期間を短縮したることを述べ、次で夜業禁止の結果幾何の生産能力の減少を來すかに就て、種々の場合を盡して論斷し、尙舊規定の相異を明にし、最後に鑛山に於ける女子及び少年勞働者の夜業に關する保護規定の不備に論及し、之は社會政策上大に考慮を要することであると戒めて同節を終り、第六節には業務制限に就て記し、我國に於て風紀上の理由に基く就業禁止の規定の存せざるは工場法の一缺陷であらうと結んでゐる。

第六章に於ては母性及び病者の保護を論ずるのであるが、第一節には母性保護は妊婦の保護、産婦の保護、嬰兒の保護の三者に分たるること、而して産前休業と早産との關係、産前休業と初生兒との關係を示し、舊工場法は此點に就て何等の保護規定なかりしも、改正工場法に於て新に之が保護規定を追加すること、産婦の保護に就ては改正法の休業期間の延長は醫學上合理的なること、健康保險法によりて給付あること等を論じ、第二節には病者保護は一面病者の保護たると同時に他面他の健康なる勞働者の保護たることを明にし、施行規則の規定を説明して本章を終つてゐる。

第七章に於ては操業保護を論ずるのであるが、其總説に於て大正十一年の工場法第十三條に基く命令規定の要綱、大正十五年の寄宿舎規則の要綱を掲げたのは、未だ何れも確定公布を見るに至らぬのではあるが、頗る時宜に叶へる處置である。尙此章の第二、第三節には黄燐マツチ製造禁止と傷病及び災害の報告に就て論じてゐる。

第八章に於ては扶助に就て記述するのであるが、先づ第一節に於ては賠償制度の發達に就き、民事責任制度には多くの不備あり、雇主の契約責任制度にも弊害あり、業務責任制度も亦不十分にして、雇主の單獨賠償制度より漸次保險制度に代る傾向あることを叙し、我國に於て最近健康保險法の制定によりて工業主の扶助義務の一半を保險制度に移したる所以を明にしてゐる。而して第二節に

は業務災害の意義に關し、事故が業務に起因する場合を例示によりて説明し、次で我國の工場法が廣く業務上の疾病に就て工業主に扶助義務を課したるは特色であると云ひ、法規が業務上の疾病と看做せるものを列舉し、一九二五年の國際勞働總會の採擇したる條約案による職業病の種目とイギリスの職業病を掲げ、最後に疾病に關する工場法の規定は將來健康保險法に次で癆疾保險が完成せらるゝに至らば、自ら之に移さるべき運命にあることを附言してゐる。而して第三節には扶助の種別に就き工場法施行令の認めたる六種の扶助を説明し、外國の立法例によれば療養及び金錢給付の外に義手義足の支給又は取替を命じ、職業再教育の施設を命ずるものもあることに言及し、第四節には扶助金額の算出に就き、健康保險の被保險者たる場合と然らざる場合、改正施行令と舊施行令との相異を明にし、第五節以下には扶助義務の免除、民法の賠償との關係、官立工場の手助に就て述べ、而して章尾には國際勞働局の調査に關する各國災害保險、災害賠償制度の一覽表を附して比較の便に資してゐる。

第九章に於ては契約の保護を論ずるのであるが、先づ第一節には募集周旋の取締に關する省令及び職業紹介法等の要點を示し、第二節には賃銀の保護に關する現行法規を説明し、外國の立法例と對照して我國の規定の不備なる個所を上げ、次で第三節には貯蓄金の保護を略説してゐる。而して第四節には専ら就業規則を説くのであるが、先づ其法律上の性質を論じ、制定手續其他に就て外國の法規を示し、我國の規定を説明し、第五節以下には解雇、職工名簿及び徒弟に關する規定に就て述べ、其中に於て舊時の小企業に於ける徒弟制度と現時の大企業に於ける徒弟制度との實質の相異を明にし、其「教育制度」より搾取制度に移らんとする虞あること、而して徒弟に關する規定が此間の事情に適合せず、一石を以て二鳥を打たんとするものにして不徹底なることを攻撃し、尙徒弟制

度其物の改造の急務なることに論及して本章を終つてゐる。

第十章に於ては監督及び制裁に就て、第一節には工場監督機關、第二節以下には工場管理人、戶籍證明、行政處分に對する救済、罰則を論じ、總紙數二百七十四頁を以て本文を終へ、尙卷末に附録として新舊對照工場法規及び重要府縣の工場法施行細則を八十五頁に亘つて掲げてゐる。

以上數頁を費して本書の内容を順次に紹介したる處によりて本書の有する特色が如何なる點にあるか略判明するであらう。吾人の見る處を以て要約すれば、

一、本書は工場「法論」にして工場法「註釋」又は「解説」に非ず、從て辭句の詳細なる穿鑿を事とせざるも、法規の解釋は簡潔明快よく多數の疑義を一掃するに十分なること。

二、絶す新舊法規の對照を怠らず、如何なる點に於て如何なる改正の施されたるかに留意せしめ「改正」工場法論たる眞價を發揮せること。

三、各所に於て他の關係法規及び法案の要綱を引照し、單に現行工場法規にのみ跼蹐せざること。

四、我國の現行法規の批判に方り外國に於ける立法例を參照して彼我の長短、整備缺陷を檢覈せること、之によりて將來に對する改善の位置并に方向を指示せること。

五、規定條項に關係ある産業上、經濟上、醫學上の所説及び統計を内外國に亘りて廣く援用し、立法の理由を闡明し、或は規定條項の評價に資したること。

斯の如き多數の特色を有する此「改正工場法論」は單に該法の適用に關係する實際家のみならず、勞働保護法の改善を企圖する立法者及び沿く工業經濟の研究に従事する學徒に取りても亦必讀の書たるべきものと確信する。唯吾人は望蜀の念より、社會政策としての工場法の地位、勞働保護に關する國際的協定に就て今少し紙幅を與へられんことを欲するのみである。(昭和二年二月二十日)

園 乾 治